

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	5-2
処分の種類	覚醒剤原料取扱者等の指定の取消等			
根拠法令条例等・条項	覚醒剤取締法第30条の3			
処分の概要	覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者の指定の取消又は業務若しくは研究の停止			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(事案ごとの裁量が大きいため)</p> <p>【参考】</p> <p>・覚醒剤取締法第30条の3</p> <p>覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく処分又は指定若しくは許可に付した条件に違反したときは、厚生労働大臣は覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者について、都道府県知事は覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者について、それぞれその指定を取り消し、又は期間を定めて、覚醒剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。</p> <p>2 第8条第2項(聴聞等の方法の特例)の規定は、前項の規定による処分に関し準用する。</p>			
基準の制定根拠	—			